

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公
聴会を開催します。

令和六年七月九日

奈良県知事 山下 真

一 日時 令和六年八月一日 午後一時三十分

二 場所 宇陀市室生大野一六四一番地 室生地域事務所

三 公聴会において聴こうとする案件

室生鳥獣保護区特別保護地区の指定について